

鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について
(臨時報告書)

【様式】

未整備駅名	花隈駅
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：兵庫県 市区町村：神戸市中央区
路線名	神戸高速鉄道 東西線
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	5,875

鉄道事業者又は軌道経営者	神戸高速鉄道株式会社
関係自治体	兵庫県、神戸市

バリアフリー化に関する現状	

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者（軌道経営者）におかれましては、以下の質問にご回答下さい。（必須）

質問1 未整備駅について、平成22年（注）までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを○で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

※ 以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者（軌道経営者）におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

--

※ 以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者（軌道経営者）におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年（注）までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

花隈駅は道路に敷設された地下駅であり、その構造的理由により、エレベーターによる段差解消は非常に困難である。占用する道路の歩道幅員が狭く、出入口を設置することができない。東改札部分については改札階とホーム階の平面が重複していないため、EVを設置することができない。西改札部分については、駅ビル内に、運転保安施設、電気室等列車の運行の安全を確保する重要施設が配置され、また、お客様の安全を確保する通路・階段として利用しており、整備のためには重要施設の移設を伴う大規模改良が必要となる。

質問4 平成23年（注）以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定

・ 実現までのプロセス（スケジュール表等の添付も可）

--

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

前述した花隈駅の構造形式による整備の困難さに加え、花隈駅が位置する地域には、東西交通による分断並びに南北道路の急勾配という状況がある。当社においては、乗客数の減少が止まらない一方で火災対策施設の整備や老朽化した設備の維持補修に多額の支出を近年続けており、資本金20億円に対する純資産は平成20年度末現在4億6千万円と、当社の経営は危機的な状況に陥っている。そのような中で、高齢者の方、障害者の方の円滑な移動に資する鉄道駅として整備するよう努めたいものであるとは認識するが、整備そのものの困難さ及び地域の状況並びに現在の当社の実態を考慮すると、整備実現計画を策定することは非常に困難である。

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。（任意）

○都道府県（未整備駅の所在都道府県の記載事項）

質問I 未整備駅について、鉄道事業者（軌道経営者）が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを○で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問II 質問Iで(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

--

質問III 質問Iで(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

--

○市区町村（未整備駅の所在市区町村の記載事項）

質問I 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを○で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問II 未整備駅について、鉄道事業者（軌道経営者）が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。（該当するものを○で囲んで下さい。）

(1) 有 (2) 無

質問III 質問IIで(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

--

質問IV 質問IIで(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

--

担当部署等名	
鉄道事業者又は軌道経営者	神戸高速鉄道株式会社
都道府県	兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
市区町村	神戸市保健福祉局総務部計画調整課